

とちぎ地域女性活躍実践塾

# 女性たちによる 地域づくり活動を 支援します！

栃木県内で女性が主体的に活動する団体が、拡充・強化しようとする既存の活動や新たに取り組もうとする活動に対して、その実施を円滑に進めるための支援を継続的に行う「とちぎ地域女性活躍実践塾」を開講します。

支援先の実践団体には上限10万円の助成を行うほか、研修等の学びの場も準備しています。

実践団体の多彩な活動をとおして、とちぎの地域づくりを一步前に進めましょう。積極的なご応募をお待ちしております。

申込  
締切 **6月1日(土)**

## こんな活動を 支援します！

栃木県内で活動する非営利の団体で、女性が主体的に参画する、地域課題の解決に関する活動を支援します。

例えば…

子ども  
食堂

空き家  
活用

多文化  
共生

被災者  
支援

★ 詳細は、次頁以降の募集要項をご確認ください。

## 学び合い・ 分かち合いの 場があります！

実践団体は、以下の学び合い・分かち合いの場に参加します  
(参加必須)。

7月13日(土)午後▶研修会

3月15日(土)午後▶報告会

※会場はすべてパーティ301研修室

★ 詳細は、参加決定通知の際にお知らせします。

## 実践活動には 活動経費を 助成します！

実践団体が取り組む地域課題の解決に関する活動に係る活動経費として、1団体あたり上限**10万円**を助成します。

外部講師からの助言・指導を受けるために謝金等を支払う必要がある場合は、活動経費を含め上限を**12万円**とします。

★ 詳細は、次頁以降の募集要項をご確認ください。

## 募集团体数

5団体 (参加申込書の内容について、選考委員会で選考し、決定します。)

## 申込書

4ページに掲載しています。実践塾事務局 (宇都宮まちづくり市民工房) のwebサイトからダウンロードすることもできます。

▶URL : <https://www.utshiminkoubou.org/>



## 申込先

とちぎ地域女性活躍実践塾事務局 (宇都宮まちづくり市民工房)

▶E-mail : [uts@utshiminkoubou.org](mailto:uts@utshiminkoubou.org)

令和6(2024)年度 とちぎ地域女性活躍実践塾  
募集要項

1 目的

とちぎ地域女性活躍実践塾(以下「実践塾」という。)は、女性が地域課題の解決に向けた活動の実践を通して、効果的な実施方法を学ぶ機会を提供することにより、地域活動に参画する女性の裾野拡大と地域で女性が主体的に活動する団体のスキルアップやネットワークの拡大を図ることを目的としています。

2 概要

実践塾に参加する団体(以下「実践団体」という。)は5団体以内とし、公募により選定します。

実践団体は、(1)から(3)の全事業に参加することを必須とします。

(1) 全体研修会【7月13日(土) とちぎ男女共同参画センター パルティ】

女性が主体的に参画し、地域課題の解決に関する活動を効果的に実施するために必要な知識・ノウハウ等について、講師から指導・助言を行います。

(2) 実践研修(地域課題の解決に関する事業の実施)【7月下旬～3月上旬 各実践団体】

実践団体は、全体研修会で学んだことを活かしながら、地域課題の解決に関する活動(以下「実践活動」という。)を実施します。

実践活動に係る活動経費として、1団体当たり100,000円を上限として助成します。なお、外部講師からの助言・指導を受けるために謝金等を支払う必要がある場合は、活動経費を含め上限を120,000円とします。

(3) 活動成果報告会【3月15日(土) とちぎ男女共同参画センター パルティ】

各実践団体が実践研修の成果等を発表し、他団体のメンバーや講師、地域活動に関心がある方等との意見交換を行います。

3 応募資格

栃木県内を事業対象エリアとする地域で活動する法人格を有する団体(非営利に限る。)のほか、

法人格がない団体であっても2人以上で構成され、定款・会則などが定められている団体、又は定める予定の団体とします。

ただし、地域で活動する(又は活動を予定する)女性が事業に主体的に参画し、運営方法を習得する機会とするため、団体の代表者の性別は問いませんが、実践活動の責任者は女性であることとします。

4 実践活動の要件等

(1) 実践活動の要件

地域課題の解決に関する活動で、新規又は既存の活動を発展させた活動とします。

なお、次のいずれにも該当しない活動であることとします。

ア 法令に違反するものや政治、宗教に関わるもの

イ 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの

ウ 国又は地方公共団体から他の制度による助成を受けている(受ける見込みがある)もの

(2) 助成金

実践活動の実施に要する経費に対して、以下のとおり助成します。

なお、助成金は、実践研修の終了後、精算書類等を確認した上で支払います。

1 団体当たりの助成金 100,000円を上限  
(外部講師に謝金を支払う場合は120,000円を上限)

ア 助成対象経費

区分	支出内容
1 報償費	講師への謝金
2 旅費	鉄道・高速道路使用料、イベントにおける車両の駐車料金
3 消耗品費	他の項目に含まれない全ての支出(単価10万円以内のもの)
4 印刷製本費	ちらし・パンフレットの印刷、書類の製本、写真現像代、コピー代
5 通信費	ハガキ・切手等の購入や郵便料金、web会議システム使用料
6 保険料	事業実施時の保険料
7 使用料	会場利用料、設備使用料、レンタカー使用料

8 手数料	各種手数料
9 燃料費	ガソリン代
10 広告料	デザイン費用、データ編集費用、システム作成料

イ 助成対象外経費

区分	支出内容
1 人件費	構成員への給料
2 食糧費	会議・研修等での飲食費用
3 光熱水費	管理施設の光熱水費(家賃等も含む)
4 修繕費	管理施設及び管理物品の修繕費用
5 工事請負費	団体の財産形成につながる工事請負費用
6 備品購入費	団体の財産形成につながる備品購入費

(3) 実践活動の実施期間

実践活動の実施期間は、実践団体として決定した日から活動成果報告会までとします。

なお、実施期間外の支出については、助成金の対象外とします。

5 応募方法等

実践塾への参加を希望する団体は、実践活動を企画し、活動計画等を作成した上で、下記により応募してください。

※ 募集要項、参加申込書の様式は、実践塾事務局(宇都宮まちづくり市民工房)webサイトからダウンロードしてください。

(1) 募集期間

令和6(2024)年5月14日(火)～6月1日(土)

(2) 提出書類

参加申込書(様式1)

※ A4用紙2枚以内で作成してください。

(3) 提出先及び提出方法

以下の提出先にメールで提出してください。

特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房  
とちぎ地域女性活躍実践塾事務局 宛て  
E-mail: uts@utshiminkoubou.org

(4) 留意事項

応募に係る経費は、全て応募者の負担とします。

提出された書類は、理由の有無にかかわらず

返却しません。

6 実践団体の選定

5の提出書類について、以下によりとちぎ地域女性活躍実践塾選考委員会において審査を行い、実践団体(5団体以内)を選定します。

(1) 形式要件

- ・募集要項に定めた要件を満たし、必要書類が提出期限内に全て提出されているか。
- ・必要事項が適切に記載されているか。書類に不備や誤字脱字がないか。

(2) 実践活動の審査のポイント

- ・女性の地域での主体的な活動を促進する計画となっているか。
- ・活動目的が明確かつ妥当であり、公益性を備えているか。
- ・計画が実現できる体制があり、活動の手法は実現可能なものであるか。
- ・自主的に継続して行うことができ、さらなる発展が見込める活動となっているか。
- ・活動に要する経費の見積もりは、過大あるいは過小ではないか。

(3) 選定結果の通知

実践団体の選定結果については、令和6(2024)年7月5日(金)を目途に各応募団体に通知します。

7 留意事項

(1) 情報公開への同意

実践団体の名称と代表者名、事業名及びその概要は、パーティHP等で公表します。また、実践塾の記録写真を撮影します。写真は、パーティHP等に掲載する場合があります。

(2) 実践団体の責務等

- ① 実践団体は、法令等を遵守し、適正な経理処理の義務を負います。
- ② パルティHP等において情報発信を行うために、関連する資料(印刷物、写真等)の提供に御協力をいただきます。